

ヨコハマ市民まち普請事業 整備助成金交付要領

制 定 平成17年12月16日 都支 第10072号（局長決裁）

最近改正 令和8年1月29日 都地ま第1097号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、ヨコハマ市民まち普請事業制度要綱（以下「まち普請制度要綱」という。）第11条の整備助成金の交付に関し必要な事項を定める。

2 この要領による整備助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）及びまち普請制度要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の意義は、補助金規則及びまち普請制度要綱の例による。

（補助事業者等の範囲）

第3条 この要領における整備助成金の対象となる補助事業者等は、まち普請制度要綱第10条第4項の整備助成対象提案グループ（以下「助成グループ」という。）とする。

（助成対象経費及び助成金額）

第4条 この要領において、整備助成金の対象となる経費は、次の各号に定めるものとする。ただし、助成金の額は、第2次提案書における助成金申請予定額を上限とする。

- (1) 設計費
- (2) 工事費
- (3) 工事監理費
- (4) 整備に必要な活動費のうち、「ヨコハマ市民まち普請事業活動助成金交付要領」第4条第1項に定める各経費

2 前項第4号の助成金の額は、30万円を限度とし、「ヨコハマ市民まち普請事業活動助成金交付要領」第4条第2項を適用する。

（交付申請）

第5条 補助金規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、整備完了年度の2月末日とする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により、整備助成金の交付を受けようとする者が提出する申請書は、整備助成金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

3 前項の申請書には、必要に応じ次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 設計図書の写し

- (3) 見積書の写し
 - (4) 工程表及び資金計画書
 - (5) 整備助成金収支予算書（第2号様式）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 4 補助金規則第5条第3項に規定する市長が申請書に記載すべき事項及び前項に規定する添付書類のうち必要がないと認めるものは、次の各号に定めるものとする。
- (1) 補助事業等の目的及び内容
 - (2) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - (3) 補助金の算出の根拠に関する事項
 - (4) 事業計画書
 - (5) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類
 - (6) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類
- 5 整備が2か年度にわたるときは、年度ごとに当該年度に交付を受けようとする整備助成金について第2項の申請をしなければならない。

（交付申請等に関する事務の委任）

第6条 助成金に関する手続等については、助成グループの代表者が行うものとする。

- 2 助成グループの規約等により、代表者が定められていない場合は、助成金に関する手続等を行う者を除く助成グループ構成員全員からの委任状（第3号様式）を提出するものとする。ただし、助成グループが規約等を持つ団体である場合は、団体の意思決定がなされたことを示す書類をもって委任状に代えることができる。

（交付決定通知）

第7条 補助金規則第8条に規定する決定通知書は、整備助成金交付決定通知書（第4号様式）とする。

- 2 補助金規則第6条第3項に規定する補助金等の交付を決定しない旨の決定通知は、整備助成金不交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（交付変更申請）

第8条 前条第1項に規定する整備助成金交付決定通知書の交付を受けた者がやむを得ない理由により、第5条の申請内容について変更（第3項に定める軽微な変更を除く。）する場合は、整備助成金交付変更申請書（第6号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の変更申請書には、変更工程表、資金計画書その他の市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

- 3 補助金規則第7条第1項第1号にある市長の定める軽微な変更とは、提案の趣旨を大きく変更することなく、第5条の申請の内容について変更する場合とする。

(交付変更承認通知)

第9条 前条の申請において交付変更の決定通知は、整備助成金交付変更承認通知書(第7号様式)により行うものとする。

2 前条の申請において交付変更を認めない旨の通知は、整備助成金交付変更不承認通知書(第8号様式)により行うものとする。

(申請取下げの期日)

第10条 補助金規則第9条第1項に規定する申請の取下げを行う場合若しくは補助事業等を中止又は廃止する場合には、整備助成金交付取下届出書(第9号様式)を提出するものとする。

2 補助金規則第9条第1項に規定する市長が定める交付申請の取下げの期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けてから14日後の日とする。

3 補助事業等を中止又は廃止する場合には、整備助成金交付取下届出書(第9号様式)を速やかに提出しなければならない。

(着手報告)

第11条 助成グループは第7条第1項の通知を受理した後1か月以内に整備に着手し、その着手前に整備着手届出書(第10号様式)を提出するものとする。

(見積書の協議)

第12条 第4条第1項第1号から第3号までに係る整備助成金の交付を受けようとする者は、事業者との契約前に、補助金規則第24条の規定により見積書の徴収を行った場合は2者以上の見積書の写しを提出し、市長と協議しなければならない。ただし、次項第1号及び第2号に当たる場合は、市内事業者以外の見積書を提出することを妨げないものとする。また、次項第3号から第5号に当たる場合は、1者の見積書を提出するものとし、市長と協議しなければならない。

2 補助金規則第24条ただし書に規定する市長が認める場合に該当するものは、次の各号に定めるものとする。

(1) 市内事業者では実施・施工できない場合

(2) 市内事業者では整備に必要となる材料を取り扱えない場合

(3) 既設の整備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させると既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある場合

(4) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合

(5) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合

3 第4条第1項第2号の整備助成金の交付を受けようとする者が自ら材料等を購入して整備するときは、材料等購入計画書(第11号様式)の提出をもって見積書の提出に代えることができる。

(助成金交付の時期等)

第13条 補助金規則第17条の規定により、助成金は、補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、同条ただし書の規定により、市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、助成グループの資金状況を勘案し、補助事業の完了前に助成金を交付しなければ、補助事業を実施できない場合とする。

(整備助成金交付の請求)

第14条 補助金規則第18条第1項に規定する交付請求書は、整備助成金交付請求書(第12号様式)とする。

(整備内容の確認)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、助成グループが実施し、又は発注した整備について途中で整備内容の確認を行うことができる。

2 助成グループは整備完了後速やかに整備完了届出書(第13号様式)を提出するものとする。

3 前項の届を受理した後、市長は現地において整備内容の確認を行うものとする。

(実績報告及び精算)

第16条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、第3号に掲げる書類を除き次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 補助金規則第14条第1項第1号に基づく書類 整備実績報告書(第14号様式)

(2) 補助金規則第14条第1項第2号に基づく書類 整備助成金収支決算書(第15号様式)

(3) 補助金規則第14条第1項第6号に基づく書類

ア 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し

イ 活動の中で作成した資料又はチラシ等又はその写し

ウ 活動の実施状況がわかる写真

2 補助金規則第14条第4項の規定により、同条第1項第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合は、助成グループは助成金を受けて行う活動が完了した日の翌日から起算して30日以内に実績報告書を提出し、精算を行わなければならない。

(整備助成金額の確定及び返還)

第17条 補助金規則第15条の規定により、交付すべき補助金額を確定し、整備助成金額確定通知書(第16号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金額を超える補助金額が既に交付されている場合の補助金額確定及び確定額を超える部分の助成金の返還の通知は、整備助成金額確定及び返還請求書(第17号様式)により行うものとする。

3 前項に規定する助成金の返還を行う場合は、市長が指定した期限までに、市長が定める方法により返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 補助金規則第25条ただし書に規定する市長が定める期間は、第17条第1項の補助金額確定の通知の日を起算日とし、建物建設の場合は10年、その他は5年とし、整備助成金の交付条件に定めるものとする。

2 前項の期間において、整備した内容に変更が生じる場合には、事前に市長に交付決定内容等変更届出書・承認申請書(第18号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合には、変更の内容を届け出るものとし、市長の承認は要しないものとする。

3 前項による市長の承認を受ける場合は、市長は横浜市地域まちづくり推進委員会ヨコハマ市民まち普請事業部会(以下「部会」という。)に諮り意見を求めなければならない。

4 第2項の交付決定内容等の変更が、補助金規則第25条により市長の承認を要する場合は、次の各号に掲げる事項をすべて満たすものに限り、承認するものとする。

(1) 整備助成金による施設の整備が完了していること。

(2) 公益上の必要性が引き続き達せられていること。

(3) やむを得ない事情であること。

5 市長による承認の通知は、交付決定内容等変更承認通知書(第19号様式)により行うものとする。

6 市長による承認しない旨の通知は、交付決定内容等変更不承認通知書(第20号様式)により行うものとする。

(関係書類の保存期間)

第19条 補助金規則第26条に規定する市長が定める期間は、第18条第1項に定める財産処分の制限の期間とする。

(その他)

第20条 この要領の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年12月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年12月11日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年度に整備助成の対象となった助成グループについては、第4条第1項第3号に定める経費は対象としないものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19年度に整備助成の対象となった助成グループについては、第4条第1項第4号に定める経費は対象としないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年3月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条に定める交付決定通知の様式は、平成20年度に整備助成対象と決定した助成グループの助成にかかる手続きから適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年5月22日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日) 令和8年1月29日改正

1 この要領は、令和8年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に作成されている書類の様式については、なお従前の例による。

ヨコハマ市民まち普請事業 整備助成金交付申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

住 所

申請者 団 体 名

代 表 者

ヨコハマ市民まち普請事業整備助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、今回申請する経費については、他の助成金等は受けていません。

また、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及びヨコハマ市民まち普請事業整備助成金交付要領を遵守します。

1 整備提案名

2 申請金額

¥ _____ . ____

3 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 設計図書の写し
- (3) 見積書の写し
- (4) 工程表及び資金計画書
- (5) 整備助成金収支予算書（第2号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

ヨコハマ市民まち普請事業 整備助成金収支予算書

提案グループ名 _____

1 収入

項 目	金 額	説明（負担者、負担方法等）
ヨコハマ市民まち普請 事業整備助成金		
合 計		

2 支出

項 目	数 量	単 価	金 額	説 明
合 計	/	/		収入の合計=支出の合計

委任状

申請者 住 所
 団 体 名
 代 表 者 ㊟

私は、上記の者を申請者と定め、ヨコハマ市民まち普請事業の整備助成金に関する横浜市への手続き（申請、請求等）に係る権限を委任します。

年 月 日

委 任 者		委 任 者	
住所		住所	
氏名 ㊟		氏名 ㊟	
住所		住所	
氏名 印		氏名 印	
住所		住所	
氏名 印		氏名 印	
住所		住所	
氏名 印		氏名 印	
住所		住所	
氏名 印		氏名 印	

ヨコハマ市民まち普請事業 整備助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

横浜市長



年 月 日に申請のありましたヨコハマ市民まち普請事業整備助成金については、次のとおり交付することと決定しましたので、通知します。

1 整備提案名

2 交付決定額

¥ _____ . -

3 交付時期

4 支払方法

とします。

5 交付条件

- (1) この助成金は、ヨコハマ市民まち普請事業における施設等の整備のために使用し、他の目的のためには使用しないでください。
- (2) この助成金は、整備助成金収支予算書（第2号様式）に記載される支出以外には使用できません。
- (3) 施設等の整備に着手する前に整備着手届出書（第10号様式）を横浜市に提出してください。
- (4) ヨコハマ市民まち普請事業整備助成金交付要領第5条の交付申請の内容から変更のある場合は、速やかに横浜市に報告してください。

- (5) 整備助成金の交付を受けようとする額及び時期が変更となる場合は、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。
- (6) ヨコハマ市民まち普請事業制度要綱第9条に基づく第2次整備提案の趣旨に沿った整備の遂行が困難となったときは、速やかに横浜市に報告してください。
- (7) 施設等の整備が完了したときは速やかに整備完了届出書（第13号様式）を横浜市に提出してください。
- (8) 助成金を受けて行う活動が終わり次第、速やかに別に定める整備実績報告書（第14号様式）を提出してください。ただし、ヨコハマ市民まち普請事業整備助成金交付要領第13条の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けている場合は、活動が完了した日の翌日から起算して30日以内に実績報告書を提出し、精算を行ってください。
- (9) 補助金額確定の時点で、既にその額を超える整備助成金が交付されている場合は、別に定める期限までに返還してください。
- (10) 申請者は、法令の定め並びに助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他横浜市の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行ってください。
- (11) 次のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めます。
 - ア 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - イ 助成金を他の用途で使用したとき。
 - ウ ヨコハマ市民まち普請事業制度要綱又は助成金の交付条件に違反したとき。
 - エ 法令、条例又は規則に基づく指示に違反したとき。
- (12) (11)の規定は、施設整備について交付する助成金の額の確定があった後においても適用します。
- (13) 申請者は、この助成金で整備し、又は効用の増加した財産を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。ただし、申請者が交付を受けた助成金の全部に相当する金額を横浜市に納付した場合、整備助成金額確定通知書（第16号様式）又は整備助成金額確定及び返還請求書（第17号様式）の交付の日から【5・10】年を経過した場合は、この限りではありません。
- (14) (13)のただし書きの後段の期限を経過する前に、整備した施設等の維持管理を行う主体を変更するときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。
- (15) 申請者は、ヨコハマ市民まち普請事業制度要綱第9条に基づく第2次整備提案書及び第2次コンテストの審査員付帯意見の趣旨に沿って、次の事項に留意して施設等を整備してください。
 - ア 地域住民等に作業への参加を呼び掛けてください。
 - イ 可能な範囲で作業への労力を提供してください。

ウ 作業には十分な安全対策を行ってください。

エ 請負契約を締結するときは、施設等に係る契約不適合責任条項を含めてください。

(16) 申請者は、ヨコハマ市民まち普請事業制度要綱第9条に基づく第2次整備提案書及び第2次コンテストの審査員付帯意見の趣旨に沿って、次の事項に留意して施設等を管理してください。

ア 地域の他の団体等と連携して、整備した施設等を積極的に活用してください。

イ 地域の他の団体等と連携して、整備した施設等を良好に維持してください。

(17) 横浜市は申請者に対して、施設等の整備の遂行に関する状況を調査し、報告を求めることがあります。

ヨコハマ市民まち普請事業 整備助成金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

横浜市長



年 月 日に申請のありましたヨコハマ市民まち普請事業整備助成金については、審査の結果、交付しないことと決定しましたので、通知します。

1 整備提案名

2 不交付決定理由

ヨコハマ市民まち普請事業 整備助成金交付変更申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申請者 団 体 名
代 表 者

年 月 日 第 号により交付決定通知を受けたヨコハマ市民まち普請事業整備助成金について、変更を行いたいので、次のとおり申請します。

1 整備提案名

2 変更内容

(変更前)	(変更後)

3 変更理由

4 添付書類

変更工程表、資金計画書その他の市長が必要と認める書類

ヨコハマ市民まち普請事業
整備助成金交付変更承認通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

横浜市長



年 月 日に申請のありましたヨコハマ市民まち普請事業整備助成金
変更については、次のとおり承認することとしましたので、通知します。

1 整備提案名

2 変更内容

(変更前)	(変更後)

3 承認条件

次の条件を付して承認します。

4 交付条件

年 月 日 第 号ヨコハマ市民まち普請事業 整備助成
金交付決定通知書における交付条件のとおり

ヨコハマ市民まち普請事業
整備助成金交付変更不承認通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長



年 月 日に申請のありましたヨコハマ市民まち普請事業整備助成金
変更については、審査の結果、認めないこととしましたので、通知します。

1 整備提案名

2 不承認理由

ヨコハマ市民まち普請事業 整備助成金交付取下届出書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申請者 団 体 名
代 表 者

年 月 日 第 号により交付決定通知を受けたヨコハマ市民まち
普請事業整備助成金について、取り下げます。

1 整備提案名

2 申請金額

¥ _____

3 申請を取下げ理由

4 添付書類

整備助成金交付決定通知書の写し

ヨコハマ市民まち普請事業 整備着手届出書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申請者 団 体 名
代 表 者

次のとおり整備に着手しますので、届け出ます。

1 交付決定通知書番号

____年 月 日 第 ____号

2 整備提案名

3 整備場所

_____区

4 整備着手年月日

____年 ____月 ____日

5 整備完了予定年月日

____年 ____月 ____日

ヨコハマ市民まち普請事業 整備助成金交付請求書

年 月 日

(請求先)

横浜市長

住 所
請求者 団 体 名
代 表 者 ㊟

ヨコハマ市民まち普請事業整備助成金について、次のとおり請求します。

1 整備提案名

2 請求金額

¥ _____ . ____

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫		支店
種 別	普 通 ・ 当 座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

4 添付書類

ヨコハマ市民まち普請事業整備助成金交付決定通知書の写し

(留意事項)

請求者と口座名義人が異なるときは、受領委任状を添付してください。

請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

ヨコハマ市民まち普請事業 整備完了届出書

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

住 所
申請者 団 体 名
代 表 者

次のとおり整備が完了しましたので、届け出ます。

1 交付決定通知書番号

年 月 日 第 号

2 整備提案名

3 整備場所

_____ 区

4 整備内容

5 整備期間

自 年 月 日 至 年 月 日

※横浜市使用欄

年 月 日に実施した現地調査の結果、所定のとおり整備が完了したことを確認しました。

確 認 者 職氏名

確 認 者 職氏名

ヨコハマ市民まち普請事業 整備実績報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

住 所
報告者 団 体 名
代 表 者

年 月 日 第 号で交付決定の通知を受けたヨコハマ市民まち普請事業整備助成金の対象事業の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 整備提案名

2 整備場所

区

3 助成金の精算

交付決定額 ¥ . -

受領額 ¥ . -

受領日 年 月 日 ※

執行額 ¥ . -

差引残額 ¥ . -

※ 横浜市の払い出し日を担当者に確認してください。

※ 複数回にわたる場合は別紙のとおり

4 添付書類

整備助成金収支決算書

領収書等経費の支出を証する書類又はその写し

整備実績報告書別紙

	受領日(年月日)	受領額(円)	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
合計			

ヨコハマ市民まち普請事業 整備助成金収支決算書

提案グループ名 _____

1 収入

項 目	金 額	説明（負担者、負担方法等）
ヨコハマ市民まち普請 事業整備助成金		
合 計		

2 支出

項 目	数 量	単 価	金 額	説 明
合 計	/	/		収入の合計＝支出の合計

3 ヨコハマ市民まち普請事業整備助成金交付決定額

_____ 円

ヨコハマ市民まち普請事業 整備助成金額確定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長



年 月 日に報告を受けましたヨコハマ市民まち普請事業整備助成金について、実績報告書等の審査の結果、次のとおり助成金の額を確定しましたので、通知します。

1 整備提案名

2 確定額

¥ _____ . -

ヨコハマ市民まち普請事業 整備助成金額確定及び返還請求書

第 号
年 月 日

(請求先)

様

(請求者)

横浜市長



年 月 日に報告を受けましたヨコハマ市民まち普請事業整備助成金について、実績報告書等の審査の結果、次のとおり助成金の額を確定しましたので、通知するとともに、既にその額を超える助成金が交付されていますので、確定額を超える部分の助成金の返還を請求します。

1 整備提案名

2 確定額

¥ _____ . -

3 確定額を超える部分の額

交 付 決 定 額 ¥ _____ . -

確 定 額 ¥ _____ . -

確定額を超える部分 ¥ _____ . - (今回請求額)

4 返還請求額

¥ _____ . -

5 返還期限

この請求書の交付を受けてから30日以内

6 返還方法

請求額を別添の納付書とともに横浜市指定金融機関等（別紙参照）の窓口で納付してください。納付が終わりましたら、すみやかに納付兼領収書の写しをご提出ください。

ヨコハマ市民まち普請事業 交付決定内容等変更届出書・承認申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申請者 団 体 名
代 表 者

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けたヨコハマ市民まち普請事業整備助成金について、交付決定の内容等に変更があるため、ヨコハマ市民まち普請事業整備助成金交付要領第18条第2項の規定により（届出・申請）します。

(変更前)	(変更後)

- 1 交付決定の内容等の変更とは、次の事項とします。
 - (1) ヨコハマ市民まち普請事業2次コンテスト実施要領第2条第1項第2号に定める第2次提案書に示す整備場所、整備する施設、施設の活用・活動内容、維持管理・運営計画及びその実施方法
 - (2) 整備実績報告書（第14号様式。添付書類含む。）に示す記載事項
- 2 ヨコハマ市民まち普請事業整備助成金交付要領第18条第2項の軽微な変更については、次のとおりとします。
 - (1) 団体の名称及びグループの代表者の変更
 - (2) その他市長が軽微な変更と認めるもの

ヨコハマ市民まち普請事業
交付決定内容等変更承認通知書

第 年 月 日
号

（申請者）

様

横浜市長



年 月 日に申請のありましたヨコハマ市民まち普請事業交付決定内容等の変更については、次のとおり承認しましたので、通知します。

1 整備提案名

2 変更内容

(変更前)	(変更後)

3 備考

ヨコハマ市民まち普請事業 交付決定内容等変更不承認通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長



年 月 日に申請のありましたヨコハマ市民まち普請事業交付決定内容等の変更については、審査の結果、認めないこととしましたので、通知します。

1 整備提案名

2 不承認理由